

## 第三八回

### 参第一九号

#### 裁判所職員臨時措置法の一部を改正する法律（案）

裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

本則に見出しとして「（準用規定）」を附し、本則各号列記以外の部分中「他の法律」を「この法律及び他の法律」に、「及び第三十八条第四号」を「、第三十八条第四号、第八十五条から第八十七条まで、第九十条、第九十一条及び第百条第四項」に改め、「「最高裁判所規則」と」の下に「、同法第八十三条第二項中「第九十二条」とあるのは「裁判所職員臨時措置法第二条第七項」と、同法第八十五条中「人事院又は人事院の承認」とあるのは「最高裁判所の承認」と、同法第八十六条中「人事院に対して、人事院又はその職員の所轄庁の長により」とあるのは「裁判所公平委員会に対して、その職員の所轄庁により」と、同法第八十七条及び第九十条中「人事院」とあるのは「裁判所公平委員会」と、同法第九十一条第一項中「人事院又はその定める機関」とあり、同条第四項中「人事院」とあるのは「裁判所公平委員会」と、同法第百条第四項中「人事院」とあるのは「最高裁判所又は裁判所公平委員会」と」を加え、本則第一号中「第七十三条第二項、」の下に「第八十四条第二項、第八十八条、第九十二条、」を加え、本則を第一条とし、同条の次に次の一条を加える。

#### （裁判所公平委員会）

第二条 最高裁判所に裁判所公平委員会を置き、五人の委員をもつて組織する。

- 2 委員は、人格が高潔で、裁判事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し高い識見を有する者のうちから、最高裁判所が任命する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 委員は、裁判所職員の職を兼ねることができない。
- 5 裁判所公平委員会は、前条において準用する国家公務員法第八十七条の規定によつてした判定に基づき、勤務条件に関し一定の措置を必要と認めるときは、その職員の所轄庁に対し、その実行を勧告しなければならない。
- 6 裁判所公平委員会は、前条において準用する国家公務員法第九十一条の規定によつてした調査の結果、当該処分が相当であると認めるときはこれを承認する旨、当該処分が相当でないと認めるときは当該処分を取り消し又は変更すべき旨及びこれに伴う必要でかつ適切な措置をすべき旨の判定をしなければならない。
- 7 裁判所公平委員会が当該処分を相当でないと認めて前項の判定をしたときは、当該処分を行なつた者は、その判定に従い、直ちに必要な措置を執らなければならない。
- 8 裁判所公平委員会は、最高裁判所規則の定めるところにより、第六項の判定につき、当該処分を受けた者若しくは当該処分を行なつた者の請求により又は職権により再審を行なうことができる。

9 裁判所公平委員会は、その権限に属する調査の一部を、その委員に行なわせることができる。

10 前各項に規定するもののほか、裁判所公平委員会に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

#### 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

2 改正前の裁判所職員臨時措置法（以下「旧法」という。）において準用する国家公務員法第八十六条又は第九十条の規定によつて最高裁判所に対してした要求又は請求で、旧法において準用する同法第八十七条又は第九十二条第一項若しくは第二項の規定による判定（以下この項において「判定」という。）の行なわれていないものは、改正後の裁判所職員臨時措置法（以下「新法」という。）において準用する国家公務員法第八十六条又は第九十条の規定によつて裁判所公平委員会に対してした要求又は請求とみなし、旧法において準用する国家公務員法第八十七条の規定によつて最高裁判所がした調査、口頭審理その他の事実審査で、判定の行なわれていないものは、新法において準用する国家公務員法第八十七条の規定によつて裁判所公平委員会がした調査、口頭審理その他の事実審査とみなし、旧法において準用する国家公務員法第九十一条の規定によつて最高裁判所又はその定める機関がした調査で、判定の行なわれていないものは、新法において準用する国家公務員法第九十一条の規定によつて裁判所公平委員会がした調査とみなす。

3 旧法において準用する国家公務員法第八十七条又は第九十二条第一項若しくは第二項の規定によつて最高裁判所がした判定に基づく措置及び旧法において準用する同法第九十二条第一項又は第二項の規定によつて最高裁判所がした判定に対する審査については、なお従前の例による。

## 理 由

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の懲戒及び保障について、最高裁判所に裁判所公平委員会を置き、勤務条件に関する行政措置の要求に関する審査並びにその意に反する不利益な処分及び懲戒処分に関する審査は、裁判所公平委員会が行なうこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。